

サービス付き高齢者向け住宅における事故発生時の報告取扱要領

1 報告の根拠

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（以下「高齢者住まい法」という。）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた住宅（以下「登録住宅」という。）において事故が発生した場合の、サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に基づく神奈川県知事への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

2 事故報告の対象となる事業者

横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市以外に所在する、登録住宅を運営する登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下「管理等受託者」という。）に対して報告を求める。

3 報告の範囲

登録事業者又は管理等受託者は、次の（1）から（6）の場合、神奈川県へ報告を行うこととする。

- （1） 職員の不適切なサービス提供により発生した事故（死亡又は医療機関での受診を要することとなった場合）
- （2） 食中毒及び感染症の発生
- （3） 火災事故
- （4） 地震等の自然災害による住宅の滅失・損傷
- （5） 登録事業者及び職員等の法令違反並びに不祥事
- （6） その他サービス付き高齢者向け住宅の運営に関わる重大な事故

その他重大事故としては以下のケース等が考えられるが、報告の要否が不明な場合は、4で定める報告先へ確認すること。

- ア 自然死以外の死亡（病気等の場合であっても死因に疑義が生じる可能性がある場合を含む。）
- イ 事件性のない死亡であるが、発見までに日数が経過した場合
- ウ 離設（住宅から外に出て行方不明になったが、発見され戻ってきた場合等）
- エ 高齢者虐待（疑いも含む。）

（注1） 「職員の不適切なサービス提供により発生した事故」については、適切な見守りサービスが提供されていなかった場合等、本来提供されるべきサービスが提供されなかったことによる事故及び住宅設備の瑕疵に起因する事故も含む。

（注2） 入居者が、事故発生からある程度の期間を経て死亡した場合は、登録事業者又は管理等受託者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

4 報告先

登録事業者又は管理等受託者は、3で定める事故が発生した場合、6の手順により、神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）へ報告することとする。

5 報告の書式

別添「サービス付き高齢者向け住宅 事故報告書」を原則とする。

特定施設入居者生活介護等の介護保険法による指定を受けた事業所により「介護保険事業者 事故報告書」を作成済みの場合は、「介護保険事業者 事故報告書」を用いても差し支えない。その場合は事業所名欄に登録番号も付記すること。

6 報告の手順

3の(1)に該当する事故(死亡事故を除く。)については、以下の報告の手順(3)及び(4)により対応が完了した時点で報告を行うものとする。

3の(1)に該当する事故(死亡事故に限る。)及び(2)から(6)に該当する事故については、以下の報告の手順(1)から(4)により、第一報を行ったうえで報告を行うものとする。

- (1) 第一報(第一報では、5の事故報告書様式の「1. 事業所の概要」から「4. 発生時の対応」までを報告)
事故発生後、登録事業者又は管理等受託者は、速やかに高齢福祉課へ電話又はファクスで報告する(第一報)。
 - (注1) 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、高齢福祉課の受付者の名前を確認すること。
 - (注2) ファクスの場合は、
 - ・ 高齢福祉課へ到達したかどうかの確認を行うこと。
 - ・ 書式については、原則「サービス付き高齢者向け住宅事故報告書」を使用し、その時点で判明している部分を記載する。
 - ・ 誤送信の可能性もあるため、対象者情報など個人情報に該当する部分は、黒く塗りつぶすなどしてから送信すること。この場合はファクスが到着したか否かを電話で確認する際に、個人情報部分を口頭で補うこと。
 - (注3) 「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とする。
 - 例1：午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行う。
 - 例2：金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にファクスを入れておき、月曜日朝早くに電話確認を行う。
- (2) 事故処理の経過について、電話又はファクスで適宜報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式(5の「事故報告書」)を用いて、郵送で報告する。(郵送報告時は「1. 事業所の概要」～「6. 再発防止に向けての今後の取り組み」までを報告)
- (4) 登録事業者又は管理等受託者は、入居者(家族を含む。以下同じ)及び登録事業者又は管理等受託者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、入居者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

7 入居者への説明義務

登録事業者又は管理等受託者は、事故発生後、入居者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき「事故報告書」を作成し、高齢福祉課に提出すること。
- (2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故事例として厚生労働省及び国土交通省に報告される場合があること。
- (3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容が公開される場合があること。

8 報告に対する高齢福祉課の対応

- (1) 必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに入居者に対して事実確認等を行うものとする。

9 附則

この要領は平成26年7月1日から施行する。

この要領は平成28年4月1日から施行する。